

大分県資源管理方針

令和2年12月1日公表
令和3年3月30日一部改正
令和3年6月29日一部改正
令和3年11月5日一部改正
令和3年12月28日一部改正
令和5年12月26日一部改正
令和6年2月13日一部改正
令和6年12月27日一部改正
令和7年3月31日一部改正
令和7年7月4日一部改正

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面漁業は、令和5年の生産量で約1万9千トン、生産額は87億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、2,524人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、都道府県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協

同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

また、種苗放流等に当たっては、大分県漁業公社の種苗生産施設を有効利用し、栽培漁業を推進していくこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び大分県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 大分県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-9 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙3-1 さわら瀬戸内海系群」から「別紙3-17 うるめいわし大分県周辺海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源
まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大分県まあじ漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「まあじ漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を大分県まあじ漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：船舶の隻数） |
|-------|-----------------|
| まあじ漁業 | 5,475 |

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県まいわし漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまいわし太平洋系群を採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「まいわし漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を大分県まいわし漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：船舶の隻数） |
|--------|-----------------|
| まいわし漁業 | 5,475 |

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県くろまぐろ (小型魚) 漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (許可省令第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

大分県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分に属する漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超過のおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろ (小型魚) はわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととする。

また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、あらかじめ大分海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により当該知事管理区分へ配分することができることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超過するときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県くろまぐろ (大型魚) 漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

大分県内に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業 (大臣管理区分に属する漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県において漁獲されるくろまぐろ (大型魚) はわずかであることから、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量は定めないこととする。

また、管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分又は大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、あらかじめ大分海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた方法により当該知事管理区分へ配分することができることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源
するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大分県するめいか漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「するめいか漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を大分県するめいか漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：船舶の隻数） |
|---------|-----------------|
| するめいか漁業 | 5,475 |

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県まさば及びごまさば漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する漁業(大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「まさば及びごまさば漁業」という。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を大分県まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量 (単位：船舶の隻数) |
|-------------|------------------|
| まさば及びごまさば漁業 | 5,475 |

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。（ステップアップ管理対象資源）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県かたくちいわし（太平洋系群）漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「かたくちいわし（太平洋系群）漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を大分県かたくちいわし（太平洋系群）漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) しらす（かたくちいわし太平洋系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

(2) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：船舶の隻数） |
|------------------|-----------------|
| かたくちいわし（太平洋系群）漁業 | 3,420 |

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙の第 2 から第 3 において同じ。（ステップアップ管理対象資源）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大分県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を大分県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

(1) しらす（かたくちいわし瀬戸内海系群のうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）を漁獲対象とする漁業について、しらすを漁獲する漁獲努力量を現状より増加させないように努める。

(2) 次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：船舶の隻数） |
|-------------------|-----------------|
| かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業 | 2,055 |

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 9)

第 1 特定水産資源
ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
大分県ぶり漁業区分

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

大分県に住所又は主たる事務所その他の事務所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業（大臣管理区分に属する漁業を除く。以下「ぶり漁業」という。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
全量を大分県ぶり漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

次の表に掲げる漁業の種類においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を併せて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次表に掲げるとおりとする。

| 漁業の種類 | 漁獲努力量（単位：船舶の隻数） |
|-------|-----------------|
| ぶり漁業 | 5,475 |

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

別紙 3 - 1

第 1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案に回復させる。
なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則（令和 2 年大分県規則第 66 号）を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 - 2

第 1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持する。
なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 - 3

第 1 水産資源

ひらめ太平洋南部海域

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和9年度までに増加とする。
なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3-4

第1 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を、提案された目標管理基準値案以上に維持する。
なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3-5

第1 水産資源

まだい太平洋南部海域

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価において判断される資源の動向を、令和9年度までに増加とする。
なお、国により最大持続生産量を実現する親魚量等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標を、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3-6

第1 水産資源

たちうお大分県周辺海域

第2 資源管理の方向性

大分県の資源評価において判断される資源の動向を、令和9年度までに増加とする。

なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3-7

第1 水産資源

はも大分県周辺海域

第2 資源管理の方向性

大分県の資源評価において判断される資源の水準を、瀬戸内海では高位、豊後水道では中位以上に維持する。

なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3-8

- 第1 水産資源
いさき大分県周辺海域

- 第2 資源管理の方向性
大分県の資源評価において判断される資源の動向を、令和9年度までに増加とする。
なお、国が行う資源評価により、海域全体の資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3-9

- 第1 水産資源
まこがれい大分県周辺海域

- 第2 資源管理の方向性
資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの過去5年間の平均値（148トン）程度に維持する。
なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

- 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

- 第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙 3 - 1 0

第 1 水産資源

かさご大分県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成 29 年から令和 3 年までの過去 5 年間の平均値 (15 トン) 程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 - 1 1

第 1 水産資源

くるまえび大分県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成 29 年から令和 3 年までの過去 5 年間の平均値 (32 トン) 程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 - 1 2

第1 水産資源
がぞみ大分県周辺海域

第2 資源管理の方向性
資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの過去5年間の平均値(70トン)程度に維持する。
なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3-13

第1 水産資源
うに類大分県周辺海域

第2 資源管理の方向性
資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成29年から令和3年までの過去5年間の平均値(31トン)程度に維持する。
なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。
加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
該当なし。

別紙3-14

第1 水産資源
あわび類大分県周辺海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成 29 年から令和 3 年までの過去 5 年間の平均値 (15 トン) 程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 - 1 5

第 1 水産資源

なまこ類大分県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間総漁獲量を平成 29 年から令和 3 年までの過去 5 年間の平均値 (149 トン) 程度に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙 3 - 1 6

第 1 水産資源

あじ類 (まるあじ、むろあじ) 大分県周辺海域

第 2 資源管理の方向性

当面の間、年間総漁獲量を、平成 24 年から令和 3 年までの過去 10 年間の漁獲量から大分県が判断する中位以上の水準に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととし、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源

管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。

別紙3-17

第1 水産資源

うるめいわし大分県周辺海域

第2 資源管理の方向性

当面の間、年間総漁獲量を、平成24年から令和3年までの過去10年間の漁獲量から大分県が判断する中位以上の水準に維持する。

なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき本方向性を見直すこととし、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

大分県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

加えて、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし。